ふくろい産業イノベーションセンター等活用促進助成金 募集要項

1. 趣旨

袋井市内の中小企業における技術課題等の解決及び研究開発等への積極的なチャレンジを促し、新たな事業展開やイノベーションの喚起につなげていくことができるよう、静岡理工科大学等の学術機関及び産業支援機関並びに民間企業等が持つ機器の利用をはじめ、相談・指導及び支援を受ける市内中小企業に対し、ふくろい産業イノベーションセンターの各年度における予算の範囲内において助成金を交付する。

2. 助成内容

(1) 助成対象者

静岡理工科大学産学官コラボネットに登録した市内中小企業(中小企業法第2条に規定する中小企業者又は中小企業者が組織する団体で、市内事業所を有するものをいう。)ただし、下記(2)ア及びイに掲げる項目については、静岡理工科大学先端機器分析センター利用者協議会登録会員であること。

(2) 助成対象経費、助成回数及び助成率

	助成対象経費	助成回数※1	助成率
ア	静岡理工科大学 先端機器分析センター機器利用料	各年度	
イ	静岡理工科大学 先端機器分析センター機器操作依頼料	ア・イ・ウ 合計で 5 回まで	1回につき 費用の
ウ	学術機関及び産業支援機関※2等機器利用料		1/2以内 助成 上限額 15,000円
工	学術機関及び産業支援機関並びに民間コンサルティング 会社※2から受けた指導、相談及び支援に係る費用	各年度 エ・オ	
才	「稼ぐチカラ」向上につながる取組で特にセンター長が 認めたもの	合計で 3回まで	

- (※1) 上記ア・イ・ウ(5回) とエ・オ(3回) は併用可とする
- (※2) 本助成の対象とする学術機関及び産業支援機関並びに民間コンサルティング会社は、 センター長が別に定める。
- (3) 助成対象期間:令和3年11月30日~令和4年2月28日
- (4) 助成金の交付:交付決定年度の10月または3月の年2回

3. 申請手続き

助成対象経費となる事業を行った日の属する年度の2月末日までに、以下の書類をふくろい産業イノベーションセンターへ提出する。

- (1) ふくろい産業イノベーションセンター等活用促進助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 助成対象経費の支払いを証する領収書の写しまたは、これにかわる領収証明書の写し
- (3) 助成対象経費の事業の結果が分かる書類
- (4) 前項のほか、センター長が必要と認めるもの
- (5) ふくろい産業イノベーションセンター等活用促進助成金請求書(様式第4号※) ※様式第4号の書類提出日、書類番号、金額は空欄のままご提出ください。

4. 問い合わせ先

ふくろい産業イノベーションセンター(やらまいか創造工学センター3階)

TEL: 0538-45-0136 FAX: 0538-45-0110 E-mail: shakai@sist.ac.jp